

船教ス第 5 5 9 号
令和 7 年 6 月 1 9 日

各小学校体育施設開放運営委員会 会長 様
(令和 7 年度工事予定校)

船橋市教育委員会
生涯スポーツ課長

体育館へ設置される空調設備の使用に伴う運用指針の作成及び
報告書の提出等について

日頃から、学校体育施設開放事業にご理解ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、近年の平均気温の上昇による夏季の熱中症予防対策等のため、昨夏、市内各中学校の体育館及び武道室へ空調設備が設置され、学校開放登録団体においても試行的に無料で使用可能なものとなりました。

小学校につきましては、令和 6 年度から順次設置工事が開始されておりますが、貴運営委員会の開放校は令和 7 年度中に設置工事が施行・完了する予定となっております。

つきましては、下記のとおり空調設備の利用についてお知らせいたしますのでご確認のうえ、各団体へご周知をお願いいたします。

記

1. 空調設備の設置に伴う工事について

- ・貴運営委員会の開放校は、令和 7 年度に工事を予定しております。
- ・工事期間は 2 ～ 3 週間程度を想定しており、その間につきましては体育館を使用できなくなる可能性がございます。
- ・工事期間等の詳細につきましては、学校毎に異なりますので、工事予定時期が近づきましたら、会長から各学校にお問い合わせいただき、各団体へご周知くださいますようお願いいたします。

2. 船橋市学校体育施設開放空調設備運用指針

- ・空調設備の使用方法や注意事項等を記載しておりますので、必ずご確認の上、各団体に周知していただきますようお願いいたします。

3. 【開放団体用】空調設備使用報告書

- ・空調設備の使用状況等を把握するため、使用毎に記入してください。
- ・報告書はファイル等に挟み、体育館の空調設備のリモコン付近に設置してください。設置場所については、学校とご相談願います。
- ・報告書の記入漏れ、空調設備の消し忘れがないよう、各団体に周知徹底をお願いいたします。

4. 【運営委員会用】空調設備利用状況報告書

- ・【開放団体用】空調設備使用報告書を取りまとめていただき、四半期毎に生涯スポーツ課にご提出くださいますようお願いいたします。
提出時期が近づいてまいりましたら、再度依頼させていただきます。
- ・運用指針等につきましては、下記市ホームページにも掲載しておりますので、併せてご確認ください。
▶市ホームページ：『学校体育施設の開放（運動場・体育館等）』
URL：<https://www.city.funabashi.lg.jp/gakushu/006/p009843.html>

5. その他

空調設備の操作方法について不明な点がございましたら、学校に確認の上、適切にご使用ください

【問い合わせ先】

船橋市教育委員会生涯スポーツ課

担当：行木

TEL：047-436-2912